

平成 22 年度ラムサール条約湿地候補地検討会（第 1 回）

議 事 概 要

日時：平成 22 年 6 月 25 日（金） 15:00～16:40

場所：経済産業省別館 1014 号会議室

（東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 10 階）

出席者

<委員>

呉地 正行	日本雁を保護する会	会長
小林 聡史	釧路公立大学経済学部	教授
鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究所	助教
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団	理事長（座長）
中須賀 常雄	元琉球大学農学部	教授
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科	教授

<環境省>

塚本 瑞天	自然環境局野生生物課	課長
堀内 洋	同	課長補佐
山崎 進	同	課長補佐
中山 直樹	同	登録調査係長
木村 元	同	計画係長
伊崎 実那	同	計画係

<事務局>

佐々木 美貴	日本国際湿地保全連合	事務局長
横井 謙一	同	研究員
小畑 知未	同	事務局員

3. 議題

（1）候補地検討の進め方について（資料 1）

- ・ この度の検討会では、法律による保護担保措置の有無によらず、科学的な観点からラムサール条約の国際基準を満たす湿地を幅広く潜在的な候補地として選定する。
- ・ この段階で選定された候補地は登録候補地と区別するため、「潜在候補地」とする。

- ・ 9月に「潜在候補地」を公表する予定。

(2) 国際基準1～9について(資料2、3)

- ・ 海洋の生物地理区分について、瀬戸内海エリアや有明海エリアは特異性があり、独立した地理区分とすべきではないか。
- ・ 国際基準4についてウミガメ類の産卵数のみで評価してよいのか検討が必要。国際基準1について、干潟や河川といった湿地タイプはあるが、汽水環境である河口域という湿地タイプがない。河口干潟とは別に河口域という湿地タイプを加える方がよい。
- ・ 海草・海草藻場の面積基準の考え方については、更なる検討が必要である。
- ・ 国際基準7の「湿地の利益」という和訳が分かりにくい。「生態系サービス」の方が適当ではないか。
- ・ 国際基準2の「絶滅のおそれのある生態学的群集」という和訳が分かりにくい。「消滅の危機に瀕している生態的群集」の方が適当ではないか。
国際基準1の「干潟」について、「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(干潟調査)報告書(2007)」で調査が行われた157ヵ所を選定対象とすることと記載されているが、WWFJの報告書(1996)にあげられている湿地もベントスの観点から対象にする必要がないか検討されたい。

(3) 国際基準2、5、6に該当する候補地について(資料4)

- ・ 国際基準5や6で取り上げられている諫早湾が堤防の陸側のことであれば、干拓により状況が常時変化しているため、潜在候補地としてふさわしくなく、取扱いは検討すべきである。
- ・ 北上川河口域はコクガンで基準を満たす可能性がある。
- ・ 栃木県南部水田はシギ・チドリ類の生息地として重要であり、水田決議を踏まえてリストに加えるべき。
- ・ 調査によって地名が異なる場合があり、潜在候補地とする際には整理が必要である。
- ・ 海鳥でも評価の対象となっている種があれば検討すべき。特にウミウやアジサシの仲間などは岩礁域近くを利用する。

(了)